

長生村こども計画策定支援業務委託受託者選定 プロポーザル実施要領（公募型）

1. 実施の趣旨

長生村こども計画は、こども基本法第10条の規定に基づく市町村こども計画であり、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現、また、保護者等の子育て不安解消への支援について定めるものです。なお本計画には、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」「少子化社会対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための計画」と一体のものとして策定するものである。

本業務は、令和8年度以降の4か年計画となる、長生村こども計画の策定にあたり、計画の基礎資料とするためのニーズ調査の実施、調査結果及び現状の分析、関係法令や本村の子ども・若者支援施策等を踏まえた計画策定の支援を目的とする。

本業務の目的を達成するためには、子ども・若者関連の調査及び計画策定分野において、専門的な知見、経験、高度な企画力及び実行性が必要であり、入札等価格のみによる競争では当該業務に最適な事業者を特定することが困難であると考えられることから、広く事業者から企画提案を受け、最適な事業者を特定することができる公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を行うものとする。

2. 業務の内容

(1) 業務の名称

長生村こども計画策定支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「長生村こども計画策定支援業務委託仕様書」に基づき、実施するものとする。

(3) 委託期間

契約を締結した日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 契約限度額

6,000,000円（税込）

※この金額は契約時の予定価格ではありません。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 長生村入札参加資格者名簿に登録されている事業者。
- (2) 長生村入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていない事業者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

でないこと。

- (4) 長生村建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (5) 長生村入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める措置要件に該当していないこと。
- (6) 法人及びその役員等が、長生村暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第1号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものではない事業者。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は取引停止処分を受けてから2年間を経過している者及び6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者であること。
- (10) 千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県又は茨城県内に本社（店）、支社（店）、営業所（出張所）を有する者であること。
- (11) 過去に千葉県内の1以上の市区町村において、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づく市町村こども計画の策定支援業務を受託し、履行した実績があること。
- (12) 過去3年間（現在を含む）で長生村と業務委託契約関係がある事業者。
- (13) プライバシーマークの認証を取得していることとともに、機密保持に関する社内規程を設け、取得後4回以上更新している事業者。

4. 選定スケジュール

内容	期間
ホームページ上での公募	令和7年4月8日（火）～4月14日（月）
質問受付	令和7年4月8日（火）～4月11日（金）午後3時まで
参加表明書の提出	令和7年4月8日（火）～4月14日（月）午後3時まで
参加承認不承認の通知	令和7年4月15日（火）午後3時までに通知
企画提案書等の提出	令和7年4月16日（水）～4月21日（月）午後3時まで
審査会	令和7年4月22日（火） ※予定
選考結果の通知	選考後5日以内
契約	令和7年4月28日（月） ※予定

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答方法は次のとおりとする。

- (1) 質問の受付

① 提出方法

質問書（様式1）を記入した上で、別記提出先へ電子メールで送信するものとする。

② 受付期間

令和7年4月8日（火）～4月11日（金）午後3時まで

(2) 回答

電子メールにより随時行い、4月11日（金）までに全ての回答を行う。なお、質疑及び回答の内容は原則として質問者及び全ての参加者宛に質問者匿名で通知する。

なお、審査基準については回答いたしません。

6. 参加手続き

本プロポーザルへの参加手続きは次のとおりとする。

(1) 提出書類

提出期間中に下記の①～⑥の書類を作成し、提出すること。なお、代表者印等の押印は不要とする。

① 参加表明書（様式2）

② 会社概要（業務内容、会社規模、従業員数など）が分かるもの

※パンフレットも可

③ 業務実績表（任意様式）

※市町村こども計画の策定実績を記載すること。

※関連会社の実績は含めないこと。

④ 長生村との委託業務実績表（任意様式）

※過去3年間（現在を含む）において長生村との委託契約の実績を記すこと。

⑤ 主担当者経歴書（任意様式）

⑥ 担当者一覧表（任意様式）

(2) 提出期間

令和7年4月8日（火）～4月14日（月）午後3時まで

(3) 提出方法

別記提出先に持参または郵送により提出すること。また、別に電子データでも提出すること。

(4) 提出にあたっての指示事項

先に挙げた提出書類の左にある番号をインデックス番号とし、当該番号を記載したインデックスを付した無地白紙をしおりとしたうえで、提出書類を綴じること。また、A4フラットファイルに綴じ、ファイルの表紙には件名、法人名を記載したシールを添付すること。

(5) 承認・不承認等

- ① 参加資格等を確認後、本プロポーザル参加への承認・不承認の連絡を電子メールにて行う。
- ② 承認を受けない限り、本プロポーザルへの参加はできないものとする。
- ③ 参加表明書等を提出したにも関わらず、4月15日（火）午後3時までに承認・不承認の連絡がない場合は、4月15日（火）午後3時までに別記問合せ先へ電話連絡すること。

7. 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加が承認された後に、次のとおり企画書等を提出すること

(1) 提出書類

企画提案書及び見積書各6部（正本1部、副本5部）及び電子データ

※副本はコピー可

(2) 提出期間

令和7年4月16日（水）～4月21日（月）午後3時まで

(3) 提出方法

別記提出先に持参または郵送により提出すること。

(4) 企画提案書等作成にあたっての注意事項

- ① 体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

枚数は制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

- ② 予算金額に対して、安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

8. 審査について

(1) 審査方法

提出書類に基づき、長生村職員で組織する長生村子ども計画策定支援業務委託受託者選定審査会により書類審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(2) 審査及び評価の主項目

① 事業目的、事業内容の理解度

企画提案内容の基本的な考え方が、法や国の方針及び本村の子ども・若者の現状を理解したものになっているか。

② 提案内容

本村の地域性及び実情を正確に捉え、計画策定につなぐ効果を期待することができる提案となっているか。

③ 実施体制

本業務の円滑な推進を期待することができる体制が提案されているか。国の動向及び全国的な社会情勢の変化を常に情報収集し提供できる体制になっているか。

④ 事業実績

市町村子ども計画について、他の自治体で十分な実績を有しているか。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、審査会実施後5日以内に文書等で参加者すべてに通知する。なお、選考に対する異議には応じない。また参加者が1者であっても審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、本村が定める最低基準点に満たない場合は不採用とする。

9. 契約事項

- (1) 優先交渉権者と長生村において協議の上、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第16条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結する。
- (2) 最終的な業務仕様は、優先交渉権者との協議により決定する。
- (3) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、第2位の優先交渉権者と協議を行う。

10. 参加者の失格

- (1) 提出期限内に提案書等が提出されない場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (4) 提出された見積価格が長生村の契約限度額を超えている場合
- (5) 参加表明書提出の日から契約日までに長生村から指名停止措置を受けた場合
- (6) 長生村暴力団排除条例及び千葉県暴力団排除条例の規定に違反する行為があった場合または行う恐れがある場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 全各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員が失格であると認めた場合

11. 書類提出先・問合せ先

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1番地77

長生村役場 子ども教育課子育て支援係（長生村保健センター内）

TEL：0475-32-2117

FAX：0475-32-6802

E-mail：kodomovill.chosei.lg.jp

12. 注意事項等

- (1) 参加表明書及び提案書等の提出は、1者につき1つとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、長生村が本件の報告、説明及び公表等に必要の場合は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合は、長生村情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があるものとする。
- (5) 提案書等の内容をそのまま採用して業務委託を行うものではない。
- (6) 提出後の企画提案書等の修正は提出期限内においてのみ可能とする。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルを失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (8) 企画提案書提出後において、総括管理者・研究員の変更は、病休・死亡・退職等の特段の理由がない限り認めない。